

## 高砂市電子入札運用基準

(趣旨)

第1条 この基準は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、高砂市契約規則（平成7年高砂市規則第3号。以下「規則」という。）その他関係法令等に定めるもののほか、市が実施する電子入札（規則第2条第4号に規定する電子入札をいい、見積書の提出を受けて契約の相手方を決定する場合を含む。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子入札システム 規則第2条第4号に規定する電子入札システムのうち兵庫県電子入札共同運営システムをいう。
- (2) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- (3) 送信 電子入札システムを使用して電磁的記録を送達することをいう。
- (4) 契約担当者 規則第2条第3号に規定する契約担当者をいう。
- (5) 電子入札書 件名、入札金額、入札者名等について、電子署名（電磁的記録に記録された情報について行われる措置であって、当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示し、かつ、当該情報について改ざんが行われていないかどうかを確認することができるものをいう。）を施した上で送信がされる入札に関する情報をいう。
- (6) 紙入札 入札金額等が記載された入札書を、指定された期日、場所等において、直接入札箱に投函し、又は市が指定する方法で提出することにより執行される入札をいう。

(参加資格)

第3条 電子入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 当該入札に関し、市の入札参加資格を有すること。
- (2) 市が発行するユーザーID及びパスワードを取得していること。
- (3) 電子入札システムにおける利用者登録が完了していること。
- (4) その他入札公告又は入札通知書等で規定する要件を備えていること。

(電子入札に使用するICカード)

第4条 契約担当者が電子入札に使用するICカードは、地方公共団体組織認証基盤（LGPKI）が発行するものとする。

2 入札参加者が電子入札に使用する I C カードは、次に掲げるものでなければならない。

- (1) 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行うものが発行するもの
- (2) 市の入札参加資格者名簿に登載された代表者又は受任者（次号において「代表者等」という。）の名義で取得したもので、その I C カード情報を市の指定するところにより電子入札システムに登録したもの
- (3) 入札参加者が共同企業体である場合は、代表構成員が、代表構成員の代表者等の名義で取得したもので、その I C カード情報を市の指定するところにより電子入札システムに登録したもの

3 入札参加者は、I C カードに係る利用者登録の内容に変更が生じた場合は、直ちに当該利用者情報の変更を行わなければならない。

4 入札参加者が I C カードを不正に使用した場合は、当該入札参加者が行った入札を無効とする。

（開札日時等の変更）

第5条 入札執行上の都合により、入札の期間、開札の日時等を変更する必要があるときは、契約担当者は、入札参加者に対し、電子入札システム内の日時変更通知書により通知するものとする。この場合において、契約担当者は、必要があると認めるときは、電話、ファクシミリ等により併せて連絡を行うものとする。

2 契約担当者は、電子入札システムに案件登録を行った後、その内容について錯誤が認められる等登録内容に修正の必要が生じたときは、当該修正をする案件を直ちに削除し、改めて案件登録を行うものとする。

（紙入札への変更）

第6条 契約担当者は、市の使用に係る電子計算機に生じた障害、天災、広域的停電等のために電子入札システムを使用できない場合は、入札方法を電子入札から紙入札に変更することができる。

（入札参加申込み）

第7条 一般競争入札で実施する電子入札における電子入札システム上の参加申込みは、競争参加資格確認申請書に入札参加資格確認に必要な資料（以下「資格確認資料」という。）を添付したものの送信をすることにより行うものとする。

（電子入札システムによる提出資料の送信）

第8条 資格確認資料、積算内訳書等の電子入札において必要となる資料（以下「提出資料」という。）を提出する場合は、入札参加者は、ファイル名の末尾に入札参加者の名称を追記した電子ファイルを作成し、かつ、電子入札システムを利用して当該電子ファイルの送信をすることにより行うものとする。

2 入札参加者が電子入札システムにより送信をする提出資料の作成に使用するアプリ

ケーションソフト及び作成した提出資料を保存するファイル形式は、特に指定する場合を除き、次の表に掲げるいずれかによるものとする。この場合において、当該ファイルの保存時に損なわれる機能は、作成時に使用してはならないものとする。

番号	アプリケーションソフト	ファイル形式
1	Microsoft Word	Word文書形式
2	Microsoft Excel	Excelブック形式
3	Adobe Acrobat	PDF形式

3 入札参加者が提出資料となる電子ファイルを圧縮する場合には、ZIP形式によるものとする。ただし、自己解凍方式を用いてはならない。

4 契約担当者は、提出資料となる電子ファイルにウイルス感染があることが判明した場合には、次のとおり対応するものとする。

(1) 直ちに当該電子ファイルの閲覧を中止し、当該電子ファイルの送信をした者と再提出の方法を協議する。

(2) 完全にウイルスを駆除することができる場合でなければ、電子入札システムにより再提出することを認めない。

(郵送等による資料の提出)

第9条 契約担当者は、提出資料のうち、次に掲げるものについては、郵送又は持参(以下「郵送等」という。)により提出させることができる。

(1) 提出資料に係るファイルの容量が3メガバイトを超えるもの

(2) 前条第4項に規定する場合において、ウイルス等の駆除又は電磁的記録の復旧が不可能であると判断したもの

(3) 特別共同企業体に係る協定書

(4) 共同企業体の各構成員から代表構成員に対する委任状

(5) 前各号に掲げるもののほか、契約担当者が郵送等による提出を指定したもの(指名競争入札における手続)

第10条 指名競争入札で実施する電子入札の場合は、契約担当者は、当該入札案件が電子入札対象案件であることを明示した上で、電子入札システムにより、指名業者に指名通知書を発行するものとする。

2 指名業者は、指名通知書の受信を確認したときは、参加意思の有無にかかわらず、電子入札システムにより、速やかに受領確認書を送信しなければならない。

(紙入札の承認)

第11条 電子入札によるものとした入札において紙入札による参加を希望する者は、電子入札によることができない理由を明らかにした紙入札承認申請書を契約担当者が指定する日時までに市長に提出し、その承認を得なければならない。

2 契約担当者は、前項の規定により提出された紙入札承認申請書の内容を審査し、次の各号のいずれかに該当する場合は、紙入札による参加を承認することができる。こ

の場合においては、次項に規定する条件を付けるものとする。

- (1) ICカードの更新又は再発行の途中であり、当該途中であることが証明できるとき。
- (2) 暗証番号の誤入力により電子入札システムの使用が停止されたとき。
- (3) 指名競争入札である場合において、電子入札システムに登録を行っていないにもかかわらず指名を受け、直ちに登録できないとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、やむを得ない事由があり、かつ、入札執行の手續に支障がないとき。

3 契約担当者は、紙入札を行うことを承認する場合は、入札に関する必要な事項を通常の紙入札におけるものと同様のものとするとともに、次に掲げる条件を付けて紙入札承認・却下通知書により通知するものとする。この場合において、紙入札承認申請書が提出されるまでの間に電子入札システムにより申込書を受信した場合は、当該申込書を紙により提出したものとみなすものとし、第1号の規定は適用しない。

- (1) 申込書及び資格確認資料を、市長が指定した日時までに郵送等により提出すること。
- (2) 入札書及び積算内訳書等を、それぞれを別の封筒に封入し、記載すべき事項を記載した上で、契約担当者が指定した日時までに郵送等により提出すること。
- (3) 入札書の受付期間は、公告又は入札通知書に記載された期間とし、受付時間は、午前9時から午後5時までとするものであること。
- (4) 入札書の記名押印は、市の入札参加資格者名簿に登録された契約の名義人となる者のものとする。
- (5) 入札書には入札金額等の必要事項（電子くじに係るくじ番号として次項に規定する3桁の任意の数字を含む。）を記載すること。

4 入札者から提出された入札書に記載された入札金額及び電子くじに係るくじ番号（記載がない場合又は記載内容が不分明である場合にあつては入札書に記載された入札金額の上3桁の数字とし、入札金額が2桁以下の場合にあつては当該金額を右詰めし、冒頭に「0」を付けた3桁の数字とする。）は、契約担当者が入札者に代わって電子入札システムに入力するものとする。

5 紙入札を承認した場合は、契約担当者は、入札書の受付締切日時までに電子入札システムに紙入札を承認された者の登録を行わなければならない。

（入札の辞退）

第12条 入札参加者は、電子入札書の受付締切日時以前で、かつ、電子入札書を送信するまでの間に限り、電子入札システムにより辞退に関する情報の送信をすることで入札を辞退することができる。

2 前項の場合において、緊急やむを得ない事情があるとき、又は電子入札書の送信後に入札手續を継続し難い特別な事情が発生したときは、同項の規定にかかわらず、あ

らかじめ市に連絡し、事後に辞退届その他必要な書面を提出することで、同項に規定する手続に代えることができる。

- 3 電子入札書の受付締切日時までに電子入札書の送信がなく、かつ、第1項に規定する辞退に関する情報の送信又は前項の規定による辞退届の提出がない入札参加者については、当該受付締切日時を経過した時をもって辞退に関する情報の送信があったものとする。

(入札に関する情報の提出後の取扱い)

第13条 契約担当者は、入札に関する情報(紙入札の場合は、入札書。以下同じ。)の提出後においては、当該入札に関する情報の書換え、引換え又は撤回をすることを認めない。

- 2 契約担当者は、入札に関する情報を提出した後に、当該入札に参加するために必要な条件を満たさなくなった場合その他の当該入札に係る建設工事等に係る契約の相手方となることができない事由が生じた場合は、当該入札に関する情報を提出した者が当該入札に参加する資格のないものとして当該入札を無効の扱いとする。

(入札書受信確認通知の保管)

第14条 電子入札書の送信をした者は、当該送信をした証拠として、電子入札システムから通知される入札書受信確認通知を保管しなければならない。

(入札に関する情報の受付の締切り)

第15条 契約担当者は、入札に関する情報の受付を締め切ったときは、入札締切通知書を発行するとともに、入札者の業者詳細情報を保管するものとする。

(積算内訳書等の内容の確認)

第16条 契約担当者による積算内訳書等の内容の確認は、必要な時間を勘案した上で、入札に関する情報の受付締切日時から開札までの間に行うものとする。

(開札状況に関する情報の提供)

第17条 契約担当者は、開札手続に時間を要する場合は、電子入札システムにより開札の進捗状況を入札者に知らせることができる。

(開札の手順)

第18条 契約担当者は、開札日時を経過したときは、速やかに開札の手続を開始するものとする。

- 2 契約担当者は、紙入札を承認した者がいるときは、その者又は当該入札案件に関係のない職員を開札に立ち合わせた上で、事前に提出された入札書等の入った封筒を開封する。
- 3 契約担当者は、紙入札を承認した者に係る入札金額等を電子入札システムに入力する。
- 4 契約担当者は、前2項に規定する手続後に予定価格調書を開封し、電子入札システムに予定価格等を入力した後、一括開札を行い、落札者を決定する。

5 開札を行った結果、最低制限価格以上の価格で入札をした者がいないときは、落札決定を保留し、最低制限価格の設定に関する事務取扱要綱第3条の2に規定する算出方法の特例により算出した最低制限価格をもって落札者を決定する。

(落札者の決定)

第19条 契約担当者は、落札者を決定した場合は、落札を確認した上で、電子入札システムにより執行担当署名を付加する。

2 契約担当者は、前項の規定により執行担当署名を付加したときは、遅滞なく入札者に落札決定通知書の送信をするものとする。

(くじ引きによる決定)

第20条 落札者等となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、電子くじにより落札者等を決定する。

(再度の入札等)

第21条 契約担当者は、当初の入札の結果、落札者等となるべき者がいないため、再度の入札を執行する必要がある場合は、電子入札システムにより入札者にその旨の送信をする。

2 再度の入札は、原則として開札日の当日に行う。ただし、入札公告等で別に定めがある場合は、この限りでない。

3 再度の入札を執行する場合において、紙入札を行った者又はその代理人が当初の入札の開札に立ち会っているときは、紙入札を行った者は、再度の入札書を、紙入札を行った者又はその代理人の記名押印により作成することができる。

4 契約担当者は、再度の入札を執行する場合において、当初の入札で紙入札を行った者又はその代理人が前項の規定により当該当初の入札の開札に立ち会ったにもかかわらず、再度の入札に係る開札に立ち会っていないときは、当該者が再度の入札を辞退したものとみなす。

5 第18条から前条までの規定は、この条の規定により再度の入札を執行する場合に準用する。

6 入札の執行回数は、2回までとする。

7 契約担当者は、再度の入札を実施した場合において、落札者等となるべき者がいないときは、入札を打ち切るものとする。入札者がいない場合も同様とする。

8 契約担当者は、前項の規定により入札を打ち切るときは、電子入札システムにより入札者にその旨の送信をするものとする。

(その他)

第22条 この基準に定めるもののほか、市が実施する電子入札に関し必要な事項は、市長が別に定める。

2 電子入札システムによる各種通知書等の様式については、規則で定めるものを除き、当該電子入札システムに実装されたものを使用する。

3 契約担当者は、事前に通知することなく、電子入札システムの変更その他の事情に合わせ、この基準の内容を変更することができる。

4 前項の規定による変更後において、入札参加者が電子入札システムを使用したときは、当該変更後の基準に同意したものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、令和4年11月1日から施行する。ただし、第18条第5項の規定は、令和5年1月1日から施行する。

(紙入札の承認に係る特例)

2 令和5年3月31日までは、第11条の規定にかかわらず、紙入札による入札参加を希望する者がその旨を書面で契約担当者に連絡したときは、同条第1項に規定する承認を得たものとみなす。

附 則

この基準は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和6年4月1日から施行する。